

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日は、厚生労働行政全般につきまして御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、日朝閣僚級会談中止の経緯についてお伺いしたいと思います。

先般、三月二十八日、私、この場におきましての質問で、大臣が三月三十日、シンガポールを訪問されて、北朝鮮の金秀学保健大臣とお会いになられて被爆者支援対策などを協議されるということでの御予定を伺っていたところでございますけれども、翌二十九日に北朝鮮側の都合で中止になったということがございました。

これにつきましての経緯と、また今後の見通し、また大臣の率直な御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 先般ここで御報告を申し上げたところでございましたが、北朝鮮側から、保健大臣の個人的な、個人的と申しますか、保健大臣個人の用件がどうしてもできて出席することができないので延期をしてほしいという申出がございました。直前でもございましたのでこちらも大変戸惑ったわけでございますけれども、一応お受けをしたわけでございます。向こうからの申出によったものでございますしいたしますので、誠に遺憾なことだというふうに思っておりますが、今後のことにつきましては、外務省を通じて何らかありましたときには連絡をもらうようにしているところでございまして、現在のところ、それ以後は何らないというのが現状でございます。

○辻泰弘君 バイオテロ対策についてお伺いしたいと思います。

サッカーの世界カップの開催が近付いておりまして、バイオテロが懸念される昨今、感染症の異常発生を早期に察知し、迅速に対応するための対策が求められていると思うところでございますが、厚生労働省はこれにどのように対処していくお考えか。また、昨年補正予算において措置された天然痘のワクチンの準備態勢はどうなったかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人（今田寛睦君） ワールドカップサッカーの開催期間中におきましては、感染症法に基づきまして通常の感染症発生動向調査を徹底するわけでございますが、更に迅速に感染症の異常発生を察知するということから、症候群別のサーベイランスというものを実施いたしまして、開催自治体を含めてブロックごとに検疫所あるいは地方厚生局、関係の自治体等で構成されます協議会を設置いたしまして、連携体制の強化を図ることといたしております。

特に、症候群別サーベイランスでありますけれども、従来の方でございましてと確定診断が付いたところで御報告をいただいているわけでありまして、生物テロを含みます感染症の異常発生を早期に察知するという、そして迅速な対応を図るという観点から、疾病の確定診断を待たないで、例えば皮膚の水疱が出たとか、あるいは呼吸器症状が出たとか、そういう症状をもって患者さんの状態を毎日インターネットによって御報告をいただく、そのための協力医療機関の確保、それから国立感染症研究所における体制というものについて整備を進めているところであります。

これらにつきましては、サッカー期間中この特別な対応を維持いたしまして、感染症の発生予防あるいは万が一の被害の拡大防止に全力を尽くしたいと思っております。

それから、御指摘の天然痘のワクチンであります。これは平成十三年度の一次補正におきまして二百五十万人分のワクチンの予算をいただいたわけでありまして、先月この二百五十万人分につきまして全量納入をいただきまして確保されたところでございます。

今後とも、感染症対策に万全を尽くしていきたいと考えている次第であります。

○辻泰弘君 後期高齢者の独立型医療保険制度の創設についてお伺いしたいと思います。

今後審議予定されております健康保険法等の一部を改正する法律案の附則では、平成十四年度中に新しい高齢者医療保険制度の創設の具体的内容、手順、年次計画を策定し、おむね二年を目途に措置する旨の規定がございます。

この点につきまして、坂口大臣は、さきのテレビ番組におきまして、後期高齢者について別方式で保険をやるのは一つの有力な考え方だと述べておられます。大臣は昨年十月のいわゆる坂口私案でも、七十五歳以上の後期高齢者医療は基礎年金とともに社会保障の中核であり、国庫負担を強化すべきものと強調されているところでございまして、このことは大臣のかねてよりの強い御信念に基づくものだと思うわけですが、大臣のこの点につきましてのお考えと今後の進め方についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 後期高齢者医療につきましては、早くその見通しを立てなければならぬというふうに思っておりますし、抜本改革の中の一つの大きな柱にもしているわけでございます。

先般、テレビ討論会におきまして私が申し上げましたのは、その中の一つの有力な方法としてこの独立方式ということを上記申し上げたわけでありまして、突き抜け方式でございませうか、あるいはまたその中間の案でございませうか、様々な案があるわけですが、そうした中の一つということを上記申し上げたわけでありまして、それ以上のことを申し上げたわけでは決してございませぬ。これから、いよいよそうしたことにつきまして関係者の間でいろいろと議論を重ね、また国会におきましてもいろいろの御議論をいただきながら、そして最終結論を導きたいというふうに思っているところでございませぬ。

いずれにいたしましても、高齢者医療の問題をどう決着を付けるかということが今後の医療制度改革にとりまして最も大事な問題であるというふうに認識をしているところでございませぬので、努力をしたいと思っております。

○辻泰弘君 生活保護の問題についてお伺いいたしたいと思います。

現在、生活保護法による保護の実施要領などによりまして、炊事用具などの家具、什器については二万五千元まで、また真にやむを得ない場合は四万二千元まで一時扶助費、すなわち臨時的最低生活費として支給することが認められているところでございませぬ。

厚生労働省は、先月、三月に、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、ルームエアコンについては、経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるもので、家具・什器費として認定することは適当でないとの見解を初めて示されたところでございませぬ。これは別冊問答集という中での見解というふうに位置付けられているわけですが、これまで東京都や大阪府ではそれらに対する支給を認めてきたところでございませぬ。このような見解が示されたことによりまして再検討が求められるなどの混乱がもたらされるのではないかと懸念されるところでございませぬ。

そしてまた、聞きますと、地方が認めても国が認めないというなら、良しあしは別として分かるわけですが、地方が認めるというふうにしても国も認めるんだということであるならばどういう意味があるのかというふうに疑問を持たざるを得ないところでございませぬ。特に、冷蔵庫は最低生活の中に入れるべきではないかと思うわけですが、小まめに食料品を買えばいいではないかというような御主張も行政サイドにあるようなことを聞いておりますけれども、大変冷たい感じを受けざるを得ないわけではございませぬ。

す。冷蔵庫は物を冷やすための、冷たくするためのものだから、それに関する行政も冷たくしていいとは言えないと思うんですが、大臣の御見解はいかがでしょうか。

○政府参考人（真野章君） 御指摘をいただきましたが、生活保護世帯におきましても、そういう冷蔵庫を始め、そういったものを保有すること、これはもう当然認められております。今、先生御指摘の部分は、例えば長期入院をされていた方々が初めて生活保護を受けられる、そういうスタートを開始するときどういう状況かと。そして、その場合に日々の生活をしていく上で必要不可欠な炊事用具、食器等の家具、什器がない場合に、経常的な生活保護とは別に臨時的、特別としてどういう範囲を考えるかということでございます。そういうものにつきましては、今、先生御指摘のとおり、計画的に購入していただくことをまずお考えをいただきたいということでございます。

ただ、しかし今申し上げましたように、新たな保護を開始する場合に最低生活に必要な不可欠であるとか、それらの物品を持っていない場合には支給しなければ緊急やむを得ないという、必要不可欠、そして緊急やむを得ないときにはこの家具・什器費を支給するということになっておりまして、私どもといたしましては、従来、冷蔵庫その他につきまして一律にこれを支給される実施機関があったり、一律に拒否をされる実施機関があるということに勘案いたしまして、そうではなくて、この家具・什器費というのは、今申し上げましたように、必要不可欠、又はさらに緊急やむを得ないという、この二つの要件を見ていただいて判断すべきものだということで、その取扱いをお示しをしたわけでございます。その受給者の置かれている状況に応じて実施主体がそれを把握し御判断をいただくべきものというふうに考えております。

○辻泰弘君 この前から私申しましたように、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、ルームエアコンと、こういうふうに同列になっているわけですが、やはり冷蔵庫だけはちょっと私は質が違うと思うんですが。

大臣、いかがでしょうか。やっぱり冷蔵庫は最低生活の中に入れるのが社会通念になっていると思うんですが、いかがでございましょう。

○政府参考人（真野章君） 確かに先生御指摘のとおり、テレビその他と同列に今回お示しをいたしましたことは、耐久消費財という並びではあったわけでございますが、いわゆる食生活に不可欠な部分のものと、それから、そういうテレビのような部分と同じように例示をしたということに関しましては、若干言葉足らずといいますか、その気持ちが、こちらの趣旨が若干伝わらないような説明の仕方ではあったんじゃないかということは反省をいたしております。

○辻泰弘君 説明の仕方といいますか、活字になっていることでしょうか、それは説明というよりも確定というか、そういう見解ということになると思うんですが、実態の面で冷たくならないようにお取扱いをいただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、救急救命士の問題についてお伺いいたします。

明日、四月十七日より救急救命士の業務の在り方等に関する検討会が開かれる、初会合が明日持たれるというふうにお伺いしております。現在、医師にしか認められていない気管内挿管の措置、あるいは医師の指示がなくても除細動器の使用を認めるなどのことがテーマになるかと思うわけでございますが、明日初会合が持たれるその会の検討課題と厚生労働省の方針をお伺いしたい。また、中間報告、最終報告をいつごろ求められるのか、そして来年度予算あるいは本年度の補正予算への反映はどのようになされていくのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 今お話しいただきましたように、明日から救急救命士の業務の在り方等に関する検討会というのを出発させたいというふうに思っております。中身につきましては、救急救命士の問題だけではなくて、救急病院の在り方等につきましてもここで御議論をしていただきたいというふうに思っておりますが、今、委員が御指摘になりましたことに限って言えば、一つは除細動器の使用であり、もう一つは気管内挿管の実施であり、もう一つは薬剤の投与と申しますか、使用と申しますか、それに関する問題でございます。

これらの問題、救急救命士の皆さん方がお使いをいただけるようにするにはどういふような条件が必要なのかといったようなことにつきましての議論をしていただきたいというふうに思っておりますが、中間報告につきましては、六月に中間報告を受けたいというふうに思っておりますので、二か月ぐらいの間御議論をいただいて中間報告をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君 それでは、次の問題に移らしていただきます。シックハウスの問題についてお伺いしたいと思います。

昨年のビル管法の質問のときに、私もこの問題を質問させていただきましたけれども、今回の通常国会におきまして、国土交通省が、建築基準法改正においてホルムアルデヒドやクロルピリホスを発散するおそれのある建築材料の使用を制限、禁止という形でシックハウス対策のための規制を導入されたということでございます。

私は、昨年、この場におきましても求めたところでございますが、やはり建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく環境衛生管理基準を定めた施行令や施行規則、それを改正することによりでき上がった建築物に対しての規制も行っていくべきだと思わけてございますが、厚生労働省の方針をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官（田村憲久君） 先生がおっしゃられましたとおり、この建築物における衛生的環境の確保に関する法律、いわゆるビル管法でありますけれども、この中におきまして、多数の者が利用又は使用する建物に関しての維持管理の基準といたしまして、建築物の環境衛生管理基準というものを定めております。

昨今、より衛生的で快適なそういう生活環境を求める声というのが非常に大きくなってきておりまして、それに対応するために、我が省といたしましても、昨年十月に建築物衛生管理検討会というものを発足をいたしました。この中で今いろんな検討をしていただいておりますわけなんですけれども、この管理基準に関しましても、シックハウスの原因でありますホルムアルデヒドでありますとか、それを中心とする揮発性の有機化合物に関しての濃度をどのように盛り込むか、その必要性も含めて今検討を進めていただいておりますのでございまして、今年の夏ごろまでには結論を取りまとめていく形になってこようと思っております。

その結論を見た上で適切な対応を取ってまいりたいなど、このように思っておりまして、引き続き各省とも連携を取りまして、今、このシックハウス対策、診断から治療法、また普及啓発の推進、さらには相談体制をどうするかということまで含めて体制を整備してまいりたいなど、このように思っております。

○辻泰弘君 私、ビル管法の審議のときに、昨年、特別養護老人ホームや老人保健施設などがこの環境衛生基準を満たしていないケースが見られるということで、調査をして、しっかりとその基準も満たすようにということをお願いしたところでございまして、改めてそのことについてもお願いをしておきたいと思っております。

次の問題についてお伺いたします。

これも、私、昨年の十一月でございましたか、雇用問題についての質疑の中で、失業率

が現在ブロック別には出ているけれども都道府県別失業率が出ていないということで、やはり都道府県別失業率があつてしかるべきじゃないかという御質問を申し上げまして、大臣も同感だというふうな御答弁をいただいたところでございます。その後、三月の初めてございましたか、都道府県別失業率が出たんですが、それは一年間の、昨年的一年間のやつが都道府県別に出されたということでございました。私は、やはり毎月の都道府県別失業率があつてこそやはり細やかな対応につながるのではないかと、このように思うわけでございます。

そこで、厚生労働省の方は昨年必要だと思うという認識を披瀝していただいていたところでございますけれども、総務省の方のサイドとして、実際調査をされる方のお立場からして、この都道府県別の、また月別の失業率統計というものの必要性、有用性を認められるかどうか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人（大戸隆信君） 誠に厳しい雇用情勢でございますので、より詳細な統計データを提供することは極めて重要だと認識しておるところでございます。

御指摘のとおり、本年三月に初めて都道府県別の、年平均でございますが、都道府県別の完全失業率を試算値として公表いたしました。

ただ、毎月都道府県別結果を把握できるようにということになりますと、現在の労働力調査の数倍に及ぶ規模にまで調査対象を拡大する必要がありますし、さらに、報告者負担や国や都道府県の実施体制を拡大整備する必要があるという極めて難しい問題もあることを御理解いただきたいと思います。

○辻泰弘君 総務省の御説明ですと、現在、この統計に要するコストが十八億円で、都道府県に広げると十倍ぐらいになるんだということをおっしゃっておられました。

私は、CPIが、消費者物価指数の統計、また家計調査報告の統計が県庁所在地というものを出している。そういう意味で、都道府県別というか、余りに都道府県別の失業率の統計のコストがかなり掛かるということであれば、県庁所在地に絞ってでもやってみてはどうかと思うんですが、その場合の予算は幾らぐらい掛かると見ておられるでしょうか。

○政府参考人（大戸隆信君） 都道府県庁所在地別結果ということについても検討いたしましたわけでございますけれども、実は、家計調査や消費者物価指数のように平均の消費支出とか平均価格とかいうものを調べるのと違ひまして、失業者というのは母集団の中で大変出現率が低いものでございますので、これを正確に把握するためには非常に多くの標本が必要になります。

県庁所在地結果につきましても、ほぼ都道府県別結果を出すのと同程度の標本数が必要になるのではなからうかと考えております。

○辻泰弘君 昨年も大臣には、有用性といいますか、その価値については前向きなお話をいただいたところでございますが、今後とも引き続き総務省に対して働き掛けていただいて、ひとつそういう統計の実現にお力添えいただくようお願い申し上げますが、一言お願いできますでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 総務省におきましても大変努力をいただいているところでございますので、でき得る限りまた総務省の中でも御議論をいただいて、そしてできるところから実施をしていただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君 ワークシェアリングの問題についてお伺いしたいと思います。

政労使による検討が続けられてまいりましたけれども、三月二十九日、政労使によるワ

ワークシェアリングに関する合意がなされたところでございます。政府の取組として引き続きの検討課題となりましたのは、短時間労働者に対する公正・均等待遇の在り方と緊急対応型に対する財政支援の二点が大きなところであったかと思うわけでございます。

そこで、私、日経連が出されております今年のいわゆる労問研報告、この中で、パート、派遣などの短時間労働を推進していくんだという考え方を経営側としてお示しになっているにもかかわらず、それらに対しての均等待遇を図っていこうという主張がなされていない。そういう意味で、社会的な責任をいささか自覚されていないといえますか、それだけ背に腹は代えられないということかもしれません、身勝手さ的なものを感じるところでございまして、そういう企業体質の中では、やはり短時間労働に対する公正・均等待遇というものを図っていくためには、オランダにおいて一九九六年になされたような、労働時間に基づく差別を禁止する法律というものの立法化が、やはり基本法的なものが前提となると思うのでございます。

そのことについて方針をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） ワークシェアリングにつきましては、多様就業型ワークシェアリング、中長期的展望に立ったものでございますが、併せまして、緊急避難型と申しますか、この二、三年を視野に入れましたものと、双方あるわけでございまして、その両方を今後どう進めていくかということになるろうかと思っております。

取りあえず緊急避難型からスタートをさせようということになるわけでございますが、しかし、緊急避難型であれあるいはまた多様就業型であれ、労使の皆さん方の協調もさることながら、政府といたしましても、そこで何をしていくのか、制度として何を取り入れ、そして財政的には何ができるのかといったことにつきましても早急に検討をしなければならぬというふうに思っております。

財政的な面につきましては、いずれにいたしましても、もう今年度の予算がスタートをいたしているわけでございますから、今急に特別な財政措置をとるわけにはまいりませんけれども、現在の与えられました中で何ができるかということを考えていきたいというふうに思っております。

また、もう一方のパートタイム労働者の問題につきましては、今後、パートタイム労働者とそれから正社員との処遇の均衡につきまして、パートタイム労働研究会において議論を進めているところでございまして、本年の二月でございましたが、中間報告を受けたところでございます。

今後、この問題につきまして更に検討を進めていきたいというふうに思っておりますが、このパートタイムの問題は、ただパートタイムの問題だけを考えていけばいいかといえそうですが、そうではなくて、いわゆる正社員の皆さん方の働き方というものとも非常に関係が深いわけでございますし、また正社員の皆さん方の働き方が今後どう変わっていくかということとも併せて考えなければならないわけでございますので、そうした角度からトータルに見ながらパートタイム労働者の問題も結論を出したいというふうに考えております。

○辻泰弘君 この合意文書を拝見させていただきますと、財政措置については、「今後二―三年間程度行われる新たな雇用調整の手段であるという観点に立って、」ということをおっしゃって付言されておまして、こういう見地から特段に配慮していこうというような意思をお持ちなのかと私は見ておるようなことでございますけれども、既存の助成金の改定ということでもいいのかもかもしれませんが、いずれにしましても、せつかくのこういうワークシェアリングという大きなうねりといいますか流れというものを受けて、政府としてそれを促進していくという意思表示を何らかの形で示していただくようお願いしておきたいと思っております。

それでは次に、解雇基準、解雇ルールの法制化のことについてお伺いいたします。

これは、さきの三月二十九日の規制改革推進三か年計画においてコメントがあるわけでございます。「解雇について、労働基準法は予告手続等を規定しているだけで、解雇そのものは、現在のところ、いわゆる解雇権濫用法理を始めとする判例法で規制されている。しかし、解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるためにも、解雇の基準やルールについては、これを立法で明示することを検討する。」ということが閣議決定されているところでございます。

昨年十一月には大臣が、タウンミーティングでございましたか、この解雇ルールのことについて見直し方針ということを表明されて、若干その時点では労使双方から異論が出て大臣が戸惑っているという御答弁もあったかと思うわけでございます。

私は、解雇基準、解雇ルールの法制化に当たっては、いわゆる東京高裁の判例四要件、人員削減の必要性、解雇回避の努力、解雇対象者選定の合理性、労使協議など手続の妥当性という四要件が前提となつての立法化であるべきだと考えるところでございますが、この閣議決定に基づく検討というものがどのようなプロセスを経てなされ、またどのように、いつまでに対処される方針であるのか。昨年大臣の発言は、十一月、タウンミーティングで、今から見ますと来年の通常国会に必要な法案を提出するというふうなことを言っておられたわけでございますが、その点についての御方針をお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣（坂口力君） 労働政策審議会の労働条件分科会におきまして今検討を進めていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、雇用問題というのは大変我々にとりまして大事な問題でございますし、いたしますから、この解雇ルールというのはやはり明確にしておいた方がいいのではないかと私は思っている次第でございます。ただし、その内容につきましては、これは労使双方の御意見も十分にお聞きをしなければならないというふうに思っておりますし、そして各学識経験者の皆さん方の御意見もお聞きをしたいというふうに思っております。もちろん、今までの司法上の結論等につきましても十分に配慮していかなければならないというふうに思っているところでございます。

もう少し早くこのお話合いが進むのではないかとこのように思っておりますが、やはり始めてみますと様々な御意見もこれありでございます、思っていたよりも長く掛かっているというふうに感じております。ここは決して焦らずに、よく御意見を聞いて、そして進めたいというふうに思っております。

したがいまして、今国会に法案を提出するということは不可能でございますけれども、今後も精力的にひとつ議論を積み重ねていただきまして、そして結論を得たいと考えております。

○辻泰弘君 派遣労働についてお伺いいたします。

これも三月二十九日閣議決定の規制改革推進三か年計画におきまして「派遣労働者の拡大」という項目がございます。「派遣労働者にも、他の労働者と同様に職業選択の自由が認められるべきであり、就くことのできる職種（業務）や働くことのできる期間が制限されていることは問題があることから、対象業務や派遣期間の制限については、これを原則として撤廃することが望ましいとの考え方に留意する。」という記述になっております。これは、今までの書き方よりはかなり規制緩和といひますか、対象業務、期間の制限撤廃の論者の主張を前面に出されていることだと思ひわけでございます。

私は、雇用、労働、安全、衛生、環境などのいわゆる社会的規制というものは、単純な規制緩和の論理を当てはめるべきものではなく、そのことによって国民生活の向上には必ずしもつながらないというふうに思ひわけでございます。

とりわけ、今日の就職難という現状の下で、一方的な規制の撤廃ということによって、使い勝手のいい、いつでも切れる労働・雇用形態が増大し主流になっていくということが

懸念される。今は雇う側の立場が強いという状況があるわけでございます。規制の見直しに当たっては、あくまでもフルタイムとパートタイムの均等待遇を目指す努力とパッケージでなければならないと思うわけでございますが、この閣議決定を踏まえつつどう対処されるか、お聞きしたいと思えます。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 今御指摘の点につきましては、昨年八月三十一日から、派遣事業制度の在り方等につきまして労働政策審議会で調査検討を始めているところであります。

検討の開始に当たりまして私どもが行政側として申し上げたことは、雇用就業形態の多様化に対応した雇用の場の確保という観点、あるいは今先生御指摘の労働者保護措置の在り方等、こうした観点に留意しながら、労働市場全体としての需給調整機能の強化を図るという観点が重要であるということをお知らせしております。

昨年からの調査、審議は始まっておりますが、今後とも、平成十一年の、前回、派遣法改正後の施行状況等の実情を可能な限り把握いたしまして、そうした状況の検証等々を踏まえた上で、労使関係者の意見も十分踏まえて御議論を進めていただきたいし、私どもも検討を進めていきたいと、こう思っております。

○辻泰弘君 昨日、首相官邸におきまして第一回総合規制改革会議が行われておりまして、その中に、今年度、新年度の運営についてということの方針、テーマが決定されたということでございます。その中に「規制改革特区」的手法の検討」というものがございまして。

「規制改革特区」は、全国一律の規制について、地域の特性等に応じて特例的な規制を適用すること、あるいは、一定の規制を試行的に特定地域に限って緩和することなどを検討。その際、当該地域の地方公共団体の意見が十分に反映されるように留意。」と、こういうことが一つの方針として、昨日、総理も出席の下に決められているようでございます。

その中で、八代委員のメモがございまして、特定の地域について個々の規制改革の社会的実験が不可欠だと、このような御指摘があり、その規制改革特区の具体的なイメージとして、就労規制等の緩和を一つのやり方とするビジネス特区だとか、あるいは多様な労働者を対象とした弾力的な雇用・訓練システムを目指す雇用訓練特区、また、企業による病院・研究機関の一体的運用を目指す国際医療特区ということをお知らせし、これは八代委員の一つの個人的見解かもしれませんが、このようなイメージが出されているところでございまして、これが今年の検討の一つのテーマになっていくということが予想されるわけでございます。

この雇用、労働と医療に関する特区ということにつきまして、大臣、今日時点での御感想をお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣（坂口力君） この規制改革特区の話は、経済財政諮問会議等でも時々今まで出たわけでございます。私、いつも出席しておるわけじゃございませんので私が出席しましたときだけの話になりますけれども、そのときにも出たことがございます。私個人の意見といたしましては、少し私は慎重な発言をいたしております。

と申しますのは、経済分野におきます特区を作るというのは、これは規制改革として私は大事なことだというふうに思っておりますが、社会保障関係、とりわけこの厚生労働分野におきますところにおきましては、どういたしましても、特区を作るということになりますと、いわゆるセーフティーネット等の立場で考えましても、そこに格差がかなり生まれてくる可能性がある。そういうセーフティーネットの中で地域による格差が生まれていいのかどうかという問題もございまして、この社会保障の、とりわけ社会保障の問題におきましては慎重に私は議論を進めるべきだという考え方を持っているわけでございます。その議論の中でもそうしたことを申し述べた経緯もございまして。



今後、全体としてどういうふうに進んでいくのか、私にも予測し難いところがございますけれども、我々といたしましては、ここは慎重に進めていただくようお願いをしていきたいと思っております。

○辻泰弘君 派遣労働者の健康保険組合のことについてお伺いしたいと思います。

この問題は、私、昨年質問でもさせていただいたところでございますが、その後、先ほども申しました三月二十九日の閣議決定、規制改革推進三か年計画におきましても、派遣労働者の健康保険組合の設立を認めるとともに、適用基準の明確化等を行うことについて早急に検討を進めるというふうなコメントがあるわけでございます。

そこでお伺いしたいと思うんですが、人材派遣健康保険組合、当初、四月一日予定というふうにお伺いしておりましたが五月一日になるような状況というふうにはお伺いしておりますけれども、その進捗具合といいますか状況についてお伺いしたいことと、ここにも、閣議決定の文書にも入っております適用基準の明確化、このことをどのような基準にしていくのかについて御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（大塚義治君） ただいまお話がありましたような経緯で今日に至っているわけでございますけれども、派遣労働者特有の就業形態、勤務形態に応じた社会保険、特に健康保険の適用の在り方ということで、関係する団体とも御協議を重ねてまいりました。五月一日を目途に総合健康保険組合を設立したいという御要望もございましたので、それに間に合うように事務作業を進めているわけでございます。

その中で、お話のございました適用基準でございますが、派遣労働者特有の形態といたしまして、就労と就労の間に、短期間ではございますけれども、空白期間、待機期間というのが生じるわけでございまして、これを厳密に仮に運用いたしますと制度間で適用が非常に煩雑に動くということになりますので、一定の期間、原則一月というようなイメージでございますけれども、その間の短期の就労と就労の間の空白期間につきましてはこれを継続しているというような処理ができるようにいたしまして、総合健保組合として運営できますように、五月一日というのを目標にしておりますので、できるだけそれに間に合いますように鋭意作業を進めているところでございます。

○辻泰弘君 パート労働者の雇用保険への加入確保の問題についてお伺いしたいと思います。

パート労働者の雇用保険加入の要件は十三年四月に収入要件が撤廃されまして、現在は一年以上引き続き雇用される見込みがあること、また一週間の所定労働時間が二十時間以上であることと、この二つが要件となっているところでございます。

今日の朝日新聞を見ましても「会社は雇用保険の加入手続きをしてくれない。週平均二十時間以上、十年働いてきたので、加入対象なのに。解雇でもされたら、次の仕事を見つけるまでの失業手当はどうなるのか、不安だ。」と、こういうような話をされているパート労働者の方の御意見も出ておりますけれども、雇用保険の加入手続きをしていない会社はかなりあるのではないかとと思われるところでございます。

パート労働者の当然の権利が確保されるよう、しっかりと実情を把握していただいて対策を講じていただきたいと思うわけでございますが、この問題についての取組の方針をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 今御指摘のように、一昨年年収要件を撤廃いたしましたので、その後、短時間被保険者の数が相当増えておりまして、今年の二月でいいますと、十三年平均に比べまして四割ぐらい増えております。

こうした形で、パートへの適用資格のある人については当然適用手続がなされることが

必要でありますし、私どもも促進したいと思っておりますので、具体的には、いろんな機会をとらえて適用要件を周知徹底するとともに、労働保険の年一回年度更新をやる際には労働保険事務組合に相当御協力をいただいておりますので、労働保険事務組合を通じて加入促進等々もやっていきたい、こう思っております。

なお、事業主が加入手続を取っていない事態であっても、パートの方が解雇等をされた際に、よくよく調べれば加入手続が取られて当然の資格があったという場合には遡及して確認するという手段もございまして、現にこれを発動しておりますので、そうした点も含めてしっかりやっていきたいと思っております。

○辻泰弘君 若年者雇用の問題についてお伺いしたいと思います。

今年の春の卒業された高校生の就職率は過去最低であったとお聞きしております。また、今年の春の卒業の高校生、大学生を採用した企業も約三割だったというふうに向っているところでもございまして、若い方々の働く環境が大変厳しい状況で、それが増大しているというふうに思うわけでございます。

厚生労働省は、今日まで高校生の就職活動の際の、いわゆる一人一社制、指定校制の見直し、あるいは若年者トライアル雇用事業などに取り組んでこられたところでございますが、今後とも若年者雇用に全力を挙げていただきたいと思いますところでもございまして、厚生労働省といたしまして、若年者雇用の現状をどうごらんになっているのか、またトライアル雇用事業などの進捗状況はどうか、今後の取組、方針を含めてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） この三月卒業の新規学卒者の内定率、一月現在あるいは二月現在、いずれも厳しい状況にございます。とりわけ高校を卒業された方の内定率が七五・七%と非常に低いということで、私どもこの四月から緊急対策を打っております。中身は、文部省、学校と協力いたしまして、未就職者のリストをまず作ると。未就職者の方に安定所に登録してもらおう意思があるか確認した上で、登録しようという方につきましては個別の就職支援方針というものを作りまして、それに従って必要な職業指導、職業講習、そしてトライアル雇用の適用、最終的には求人開拓、就職という形で四月以降やっていきたいと、こう思っております。

トライアル雇用につきましては、昨年の第一次補正で付しまして、十四年度も引き続き予算措置をしておりますので、十四年度、五万人規模で確実にやっていきたいと、こう思っております。

○辻泰弘君 失業者に対する社会保険の被扶養者の認定基準についてお伺いしたいと思います。

これは先般、年金等の問題についての質問の中でも、私お伺いしてやり取りをしたところでございますけれども、もう一度確認的な意味合いも込めて御質問したいと思います。

現在、失業者に対する被扶養者の認定は、失業給付の日額を年収、年間収入の百三十万円を三百六十五で割った日額ベースの三千六百元と比較して、それで認定を導いている、認定かどうか判断しているということになっているわけでございますが、このことは、さきにも申し上げましたとおり、失業給付が三百六十五日、一年間続くという想定とイコールな認定の方法なわけでございます。

これは、昭和六十一年四月の国民年金課長通知によっているところでもございまして、「年間収入」とは、認定対象者が被扶養配偶者に該当する時点での恒常的な収入の状況により算定する」と、こういうことになっているわけでございます。ここで申し上げたいのは、年間収入と言っておられながら、その時点での、その日の収入によって判断するということになっているというところが一つ。また、その中に「恒常的な収入には、恩給、年金、給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で、継続して入るものがすべて含

まれること。」と、このような書きぶりになっておりまして、失業給付金が恒常的な収入の中に入っているわけでございます。

そういう意味で、年間収入といいながら実際には日額でとらえている、また失業給付金を継続して入る恒常的な収入としてとらえているのは私はおかしいと思うわけでございます。もし現在の運用を継続されるのであれば、この運用の通知の書きぶり自体を、表現自体を直すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（富岡悟君） 被扶養配偶者の認定につきましては、生計維持関係の有無を判断することが重要でございますが、この要素といたしまして認定対象者の収入状況が重要でございます。この収入状況は年間を通じて一定したものではなくて、各時点において変化し得るものがございます。そこで、被扶養配偶者の認定に当たりましては、認定時における収入状況をもって判断することとしております。

なお、失業給付を受けておられる場合におきましては、あくまで失業給付が行われている時点における取扱いでありまして、失業給付の給付日数が満了してなお失業状態にあると、こういった場合にはその時点におきまして第三号被保険者となるものでございます。

なお、続けて御説明申し上げますが、御指摘の通知にあります恒常的な収入といえますのは、年間にわたって継続すると見込まれる収入に限るという趣旨ではございませんで、年間にはわたらなくても、ある程度の期間にわたって継続すると見込まれる収入を含むという趣旨でございます。こういったことから、失業給付も恒常的な収入として取り扱っているところでございます。

それから、通知のその表現についての御指摘がございましたが、多少繰り返しになりますが、通知におきまして年間収入と記載しております趣旨は、認定時における収入状況を判断する指標として分かりやすいものとする観点から年間ベースに換算した額を示したものでありまして、文言と取扱いとが矛盾しているものとはなっておらないと考えております。

以上でございます。

○辻泰弘君 一般的な常識で見れば、年間収入というのはやっぱりその一年間の収入の総額になるのだと思うわけでございます。それで、今の運用のやり方でいきますと、結果として百三十万以下で終わった人に対して認定しないまま終わったということもあり得るわけございまして、その点については私はやはり問題だと思うわけでございます。

ちょっと時間もありませんので先に参りますけれども、この問題についてはまた追っ掛けていきたいと思っております。

次に、リストラ、倒産による失業者の社会保険料の問題についてお伺いしたいと思いません。

現在、失業の場合には、国保に入るか任意継続するか、この二つしかない。国保の場合は保険料が前年度所得に賦課されるということで、前年度所得があった場合ということになりますから、かなり保険料が高い。また、任意継続の場合は二倍の保険料が必要になるということで、いずれにいたしましても負担が重いということが現実としてあるわけでございます。

そこで、前も私御質問申し上げたところですが、セーフティーネットを図っていくという見地から、何らかの配慮はなされてしかるべきだと思うわけでございます。現在、国保法は七十七条で、保険料の減免、徴収猶予の規定を持っているわけですが、厚生労働省はこの規定に基づく救済というものが地方自治体それぞれによってなされてしっかり機能しているというふうに御判断されているかどうか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（大塚義治君） 今お話ございましたように、国保法の七十七条で減免ある

いは徴収猶予の規定がございまして、ほとんどの市町村でこうした条例をお持ちでございます。具体的な適用は当然それぞれの市町村の御判断にならざるを得ないわけでございますけれども、様々な事由をすべてということでございまして、平成十二年度の計数で申しますと、全国九十五万世帯を対象に、総額で、金額で申しますと二百五十二億円、約二百五十二億円の減免が行われているという実態がございまして。

ただ、リストラという条件を特掲して処理しているわけではございませんで、前年所得というやり方でございましてその後の状況変化で非常に、例えば収入が激減をするという形で保険料を納めることが非常に困難だというようなケースについてこうした徴収猶予若しくは減免という仕組みがございまして、市町村それぞれにおきまして適宜適切に対処していただいていると考えております。

○辻泰弘君 現状を見ますと、必ずしも十分機能していないのではないかとと思うところでございます。私ども民主党といたしましては、国保の保険料算定における特別の対策、また任意継続時の保険料負担の軽減措置を図るべしということで、法案も用意させていただいて対応しようとしているところでございまして、どうかその点につきましても十分御留意をいただいております。

次に、看護職員の需給見通し、また今後の確保対策ということでお伺いしたいと思います。

我が国における看護体制については、一病床当たりの看護要員数の国際比較という数値から見ましても、また現実に私がお聞きします看護師の方から聞くお話、すなわち、夜、一人当たりで二、三十人担当して不安で対応し切れないんだと、こういうようなお話から見ても十分とは言えない状況に今も置かれているのではないかとと思うわけでございます。

計画を立ててやっていたところではございますけれども、看護要員の確保、手厚い看護体制の確立に全力を尽くしていただきたいと思う次第でございますが、看護体制の現状をどうごらんになっているのか、また今後の看護要員の確保対策についてお伺いをいたします。

○国務大臣（坂口力君） これは計算の仕方によって随分違って来るわけではございますが、平成十二年に策定しました看護職員需給見通しというのがあるわけではございます。これによりますと、平成十三年では供給が需要を約三万五千人下回っております。三万五千人足りない、ということでございまして、平成十七年には百三十万人前後で、おおむね需要と供給が均衡するものというふうに見込んでいます。

そういうふうには、今後、この計算でいきますと、現状を中心にして考えれば、これで十七年ぐらいには均衡するというふうには考えているわけではございますが、先ほど御指摘を受けましたように、人口十万人対比で見ますと、日本のベッド数というのは、諸外国、欧米諸国に比ばして非常に多いわけではございます。看護婦さんの人数というのは、そう諸外国に比べて少ないことはないわけではございますけれども、ベッド数が多いということでございまして、一ベッド当たりの看護職員数で見ますとかなり少なくなってくる。例えばイギリスでありますと、百床当たりの看護職員数は百九人、ドイツでありますと百二名ということになりますし、フランスでありますと六十九・七、日本は四十六・一とかなり少なくなってくるわけではございます。この辺をどうしていくかということは、看護婦さんの数だけではなくて、これからの医療制度をどうしていくかということと大きなかわりがあるというふうには思っております。

現在の日本の医療は非常に忙しいというのが特徴でございます。なぜこんなに忙しくなるのかというふうには私もいつも考えるわけではございますが、一つは、患者さんの皆さん方の方はいろいろの病院を、選択の自由がございまして、一つの病気で幾つも掛られる、

いわゆる渡り鳥をされるということもあるというふうに思います。病院の方はベッド数が非常に多いということになっておりまして、双方相絡み合いながら非常に忙しい形になっている。もう少し落ち着いた形で、そして現在の看護婦さんの皆さん方にももう少しゆとりを持って仕事をさせていただくようにしようと思いと、病院そのもの、医療の現場そのものをもう少し落ち着いたものになければならない。そうしたことが医療制度改革の中にも私は求められるのではないかと。

渡り鳥といったようなことができるだけ少なく、ゼロというわけにもまいりませんが、できるだけ少なくしていくといったようなことで、患者さんの数は少なくなるけれども、しかしそれなりに今までと同じようにやっていけるという体制にすればそれはいいわけでごさいます、そうしたひとつ、医療全体の動向というものが大きく影響するわけでごさいますから、そうしたことも大きな抜本改革の中では考えていかなければならないと思っている次第でごさいます。

○辻泰弘君 年金問題についてお伺いしたいと思います。

現在、年金は二十五年の資格期間が必要ということになっているわけでごさいます。そのために、四十五歳を過ぎてそれまで国民年金保険料をずっと滞納していた人、そのこと自体問題でごさいますけれども、そういう方が新たに会社勤めをして厚生年金に加入する、あるいは国民年金の保険料の納付を開始するということがあったとした場合に、七十歳に達するまでに二十五年の納付期間に足りないということで老齢年金の受給にはつながらないというのが現状でごさいます、その意味においては掛け捨てになるということになるわけでごさいます。

もっとも、遺族年金あるいは障害年金の権利はそのことによって担保されるということですから、それに全く意味がないというわけではございませぬけれども、老齢年金には結び付かないという意味で掛け捨てになるという状況が今あるわけでごさいます、何らかの形での救済が取れないものかと私かねがね思っているんですけれども、そのことについてお考え、教えていただきたいと思いと。

○政府参考人（辻哲夫君） 我が国の公的年金制度は、国民皆保険ということで世代間扶養の仕組みを基本として、二十歳以上六十歳未満という幅の広い年齢層全体で、この方々が必ず加入することによって成り立っております。

したがって、それを前提としておりますので、年金受給資格期間はそのうち少なくとも二十五年を満了することは必要だということが今の状況でごさいます、その場合、負担能力のない者に対しては保険料免除制度を設けていることから、受給資格期間、この二十五年を満了することは決して無理なものではない、そしてまた基本は四十年という分厚い年齢層が御加入くださることによりこの年金制度が安定するという考え方でございませぬ。

また、三年以上保険料納付した国民年金の第一号被保険者につきましては、何らの年金給付を受けずに死亡した際には死亡一時金を支給しているところでございませぬ。

このような仕組みを取っておる中で、さらに二十五年間の受給資格期間を満了さない方に対して一時金を支給するということは、今申しました世代間扶養の仕組みを基本としていることから、自分の納めた保険料が自分に戻ってくるという考え方は取っていない、あるいはもらえないから納めた保険料に見合う分を一時金で返すという発想は、今言った基本的な考え方と相入るものでない上に、例えば長年保険料を納めて年金を受給し始めて間もなく亡くなられた方との均衡も著しく欠くというようなことで、年金制度の根幹にもかかわるということで大変難しいことと考えております。

今御指摘もございませぬけれども、加入期間を六十歳から六十五歳までの任意加入あるいは昭和三十年四月一日以前に生まれた方につきましては更に七十歳まで特例的に任意加

入を認めるといった、将来に向けてより納めていただいて年金権に結び付けるように配慮をしております、むしろ一時金でなくこのような方法で対処をしていくべきものと考えております。

○辻泰弘君 年金について、最後、一問お聞きしたいと思います。

二十年ほど前に私、年金初めて勉強したときは、厚生省の本に日本の年金制度は修正積立方式というふうに出ていたわけですが、今の年金制度を一言で言ったら何方式と言うべきか、それが一つ。それから、海外に勤務した場合の、二重に支払うということを回避するために年金協定が進められていると聞いておりますけれども、その状況についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（辻哲夫君） 公的年金の財政は、今御指摘でもありましたが、一般的に、当初は積立方式からスタートいたしまして、その後の年金額の改定や物価スライド制度の導入などによりまして世代間扶養の要素を強めていきまして、最終的には完全な賦課方式に移行するというのが一般でございます。

我が国は、そのような状況の下で我が国の公的年金の現状は、世代間扶養の考え方を基本に置きつつ、少子高齢化が急速に進行する中で、保険料負担が急速に上昇し過度なものとならないよう、運用収入を確保するために一定の積立金を保有することとしております。

この今の現状を修正積立方式と見るか、あるいは賦課を基軸にして積立金を持っているので修正賦課方式と見るか、この区別をいわばどの積立金のレベルで、ところで修正積立と見るか修正賦課と見るかというのは、必ずしも定説はございませんが、今日の我が国の公的年金は賦課方式を基軸にして財政運営を行っていると言えますので、財政方式は修正賦課方式であると表現しても差し支えない状況であると考えております。

それから、年金通算の件でございますが、国際的な人的交流の活発化に伴いまして、海外と今御指摘のように二重適用を防止する、あるいは海外での短い期間につきましても通算をして海外から年金が出ますようにということで通算制度を今順次結んでおりますが、現時点におきましてはドイツとイギリスの間で結ばれておりまして、ドイツは平成十年二月、それからイギリスは平成十三年二月に発効をいたしております。

現時点では、これに引き続きましてアメリカとの間で正式の協定交渉を行っておりまして、またその他の国といたしましては、フランスとの間でも本格交渉に向けた準備を進めており、さらに韓国、ベルギーとの間でも協定交渉に向けた準備を始めつつあるところでございます。

○辻泰弘君 終わります。